

国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領

〔 昭和 49 年 8 月 3 日 建設省都街発第 44-1 号
建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて
最終改正 令和 7 年 3 月 25 日 国都安第 156 号 〕

第 1 目 的

この実施要領は、市街地に現存する特殊地下壕（農地等に係るもので陥没等により市街地に影響を及ぼすおそれのあるものを含む。）で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合について、地方公共団体がそれらの対策を実施する場合、及び、市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震の発生時に避難所等となる公共施設及び重要な住宅等の建築物の敷地に存在するものについて、地方公共団体が埋戻し等の対策を実施する場合、国は、この実施要領によって予算の範囲内で地方公共団体に補助を行い、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

第 2 定 義

- 1 「特殊地下壕」とは、戦時に旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるもののが築造した防空壕等をいう。
- 2 「亜炭鉱廃坑」とは、鉱業権の設定を受けた者が採掘した亜炭の鉱山の廃坑をいう。
- 3 「特殊地下壕等対策事業」とは、下記の事業をいう。
 - ア 陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業
 - イ 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う事業
 - ウ 南海トラフ巨大地震において 6 弱以上の震度が想定される都府県の管内に存在する亜炭鉱廃坑（当該亜炭鉱に係る鉱業権の設定を受けた者が消滅しているもの又は無資力であるものに限る。）のうち、経済産業省が実施する南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業に採択され、当該事業の一環として行われる地盤ぜい弱性実地調査により震度 6 弱から 5 弱の地震により陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いとされた箇所で、かつ地方公共団体により南海トラフ巨大地震に備えて地域防災計画等において当該震度の地震発生後も特定の機能を維持できるよう位置付けられた避難所等となる公共施設及び重要な住宅その他の建築物の敷地に存在するものについて、壁面のひび割れ、出水等が見られ、放置し難い場合にその全部又は一部の埋戻し等を行う事業
- 4 「市街地」とは、都市計画区域及び区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- 5 「農地等」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）第 2 条第 1 項から第 4 項までに規定されている施設をいう。

第 3 事業主体

特殊地下壕等対策事業は、地方公共団体が行う。

第 4 適用除外

他省庁の所管に係る特殊地下壕並びに経済産業省が所管する特定鉱害復旧事業、旧鉱物採掘区域災害復旧事業及び南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業（地盤ぜい弱性実地調査を除く。）の対象となる亜炭鉱廃坑を除く。

第5 国の補助

国は事業主体に対して、特殊地下壕等対策事業（1箇所当たりの事業費200万円以上のものに限る。）に要する費用について予算の範囲内において、その2分の1以内を補助することができる。

第6 監督等

国土交通大臣は事業主体に対して、この要領の施行のため必要な限度において、特殊地下壕等対策事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第7 その他

第2の3ア及びウに定める内容の事業については、アは令和8年度まで、ウは令和10年度までにそれぞれ採択されたものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日（平成25年度補正予算成立の日）から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。